お客さまへ

２０１７年１２月２９日
株式会社　筑邦銀行

休眠預金等活用法に関するお知らせ

株式会社筑邦銀行（以下「当行」といいます。）は、この度、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）が、２０１８年１月１日（月）から施行されるにあたり、お客さまからお預かりしている１０年以上ご入金、ご出金などのお取引がない預金（休眠預金等）については、１０年６か月を経過する日までに、当行において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管することといたしますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、預金（休眠預金等）が移管した後においても、お客さまのご請求によりいつでも払戻しいたします。

１．休眠預金等活用法について

◆「休眠預金等」とは、１０年以上、入出金等の「異動」がない「預金等」のことを指し、お客さまの預金が「休眠預金等」となった場合、預金保険機構に移管され、最終的に「民間公益活動」の促進に活用されます。
移管対象となる預金については、事前に当行ホームページにおける公告によりお知らせします。

＜対象預金＞
当行において、休眠預金等活用法の対象となる預金は以下のとおりです。

・当座預金
・普通預金
・総合口座
・貯蓄預金
・通知預金
・納税準備預金
・定期預金
（期日指定定期預金（すえひろ）、自動継続期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、自由金利型定期預金（大口定期）、変動金利定期預金、据置定期預金、利息分割受取型定期預金）

・積立型定期預金
（希望積立、ゆめ、オリジナル Plan）
・別段預金

なお、財形貯蓄および少額貯蓄非課税制度（マル優）の適用を受けている預金については対象外となります。

◆ また、休眠預金等活用法第三条第二項および施行規則第七条第四項に基づき、残高が１万円以上ある場合には公告前に通知書を発送させていただきます。本通知書をお受け取りになられた場合、発送日を基準として１０年は休眠預金となることはありません。

◆お客さまの預金が休眠預金となっているかご確認いただく場合には、通帳等の口座番号やお取引状況が分かる書類をお手元にご用意のうえ、お取引店またはお近くの営業店にお申し付けください。
なお、休眠預金は２０１９年１月以降発生しますが、当行においては２０１９年９月以降に預金保険機構への初回の移管を予定しております。
また、休眠預金として預金保険機構に移管された場合でも印鑑や通帳、本人確認書類をお持ちいただくことで引続き当行の預金口座としてご利用いただくことが可能です。

◆休眠預金等活用法の詳細については、内閣府や金融庁のホームページをご参照ください。
内閣府ホームページ　https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/
金融庁ホームページ　https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html

２．休眠預金等活用法に関するお取引規定の制定について

◆休眠預金等活用法の施行にともない、本法令における「最終異動日の取扱」や「預金保険機構への求償にかかる委任」等について定めた「休眠預金等活用法に関するお取引規定」を制定します。

◆規定の内容については、「休眠預金等活用法に関するお取引規定」をご参照ください。

３．休眠預金等活用法に基づく異動事由について

◆当行との預金取引において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取扱う事由は

以下のとおりです。こちらの異動事由に該当するお取引をしていただいている場合、休眠預金となることはありません。

＜異動事由として取扱う事由＞

①引き出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るもの（注１）を除きます。）

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することがきる場合に限ります。）

③お客さま等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（当該預金が休眠預金等活用法第三条第一項にもとづく公告（以下「公告」という。）の対象となっている場合に限ります。）

（ａ）公告の対象となる預金であるかの該当性

（ｂ）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④お客さま等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無い場合を除きます。）もしくは繰越があったこと。

⑤お客さま等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（当行が把握できる方法によるものに限ります。）

⑥総合口座取引規定にもとづく他の預金について、同規定に基づく他の預金について上記に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

（注１）当該預金にかかる利子の支払のことを指します。

例えば、普通預金の利息は年２回支払われますが、この利息の入金は異動となりません。

一方で、定期預金の利息が普通預金に入金された場合、これは普通預金の異動となります。

以　上